



# 知財重要判例勉強会

## 2月開催のお知らせ

知財担当の企業実務者にとって、近時の主な知財の裁判例をフォローしておくことが重要であることは申し上げるまでもありません。

しかし、数多くの裁判例の中から重要なものを選択し、定期的に確認していく作業は大変で、個人ではなかなか出来ないものです。

また、知財部門に豊富な人材を有する大手企業を除き、社内の自主的な勉強会を開催している例も、そう多くはないと思われます。

今回、このような悩みをもつ企業の知財実務担当者の皆様を対象に、弁護士、弁理士が平成23年以降の重要知財裁判例を発表し、実務上の注意点等を議論し合う勉強会を開催させていただく機会に恵まれました。

1年間、毎月1回の開催を予定しておりますが、ご都合のつく回や興味がある題材の回のみご参加いただくこともOKです。どうぞお気軽にお申し込みください。

※勉強会終了後、勉強会会場内で参加者や発表者等との懇親会（軽食を用意いたします）を開催いたします。

1時間程度を予定しておりますが、途中退席も自由ですので、お気軽にご参加ください。

（懇親会会費として1,000円を申し受けます。）

### 【年間スケジュール予定】

平成27年 3月13日（金）

※テーマについては、参加者の要望を踏まえて決定する予定です

### 【第11回】

＜取り上げる予定の裁判例＞

知財高裁平成25年3月13日判決

平成24年（行ケ）第10059号

〔二重審査決取り消し請求事件〕

[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/080/083080\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/080/083080_hanrei.pdf)

共同出願違反を理由として請求された無効審判について、請求人自らが共同発明者であることについて主張立証責任を負うべきであるとされた事件。

共同発明に関連する他の裁判例も取り上げ、共同発明に関して実務上問題となる点を広く議論します。

【募集対象】主として中堅・中小企業の経営者・知財担当者

### 【第11回（2月）開催概要】

開催日

平成27年2月13日（金）18時30分～20時00分

開催場所

弁護士法人淀屋橋・山上合同 会議室  
（大阪府中央区北浜3-6-13 日土地淀屋橋ビル6階）

募集人数

20名（定員になり次第締め切らせていただきます）

発表担当

野中 啓孝 氏（弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士・弁理士）

受講料

無 料（大阪発明協会会員限定）

申込先

一般社団法人 大阪発明協会（<http://www.jiiiosaka.jp/>）  
電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930

# 大阪発明協会 知財重要判例勉強会参加申込書

申込日 年 月 日

大阪発明協会行  
FAX 06-6479-3930

開催日	テーマ	定員	懇親会参加
2月13日(金) 18時30分～20時00分	知財高裁平25・3・13(判例時報2201号116頁) ～「二重審査決取り消し請求事件」～	20名	

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL FAX

参加者名	所属部署名	実務経験 年数	ご専門	E-mail
			(例) 電気機械	

※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。

※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。



◆アクセス◆

**電車によるアクセス**

JR新大阪駅(又は御堂筋線新大阪駅)から御堂筋線淀屋橋駅下車  
(所要時間15分)

JR大阪駅(又は各線梅田駅)から御堂筋線淀屋橋駅下車  
(所要時間10分)

**バスによるアクセス**

阪神高速 土佐堀出口約5分  
駐車場は東京建物大阪ビル駐車場、北浜ハイガレージをご利用ください。  
(駐車場はいずれも有料です。)